

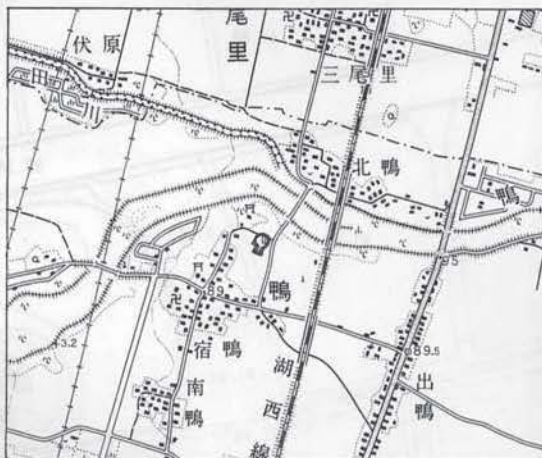
43. 高島郡高島町鴨稻荷山古墳 現状実測調査報告

鴨稻荷山古墳は、滋賀県高島郡高島町に所在する前方後円墳である。この古墳の周辺は早くから開墾され、漸次その原形を失っていたが、明治35年に土採り工事が行なわれ、横穴式石室とそこに内蔵された石棺が出土した。その際、村民の手により石棺が開封され、多くの遺物が検出され、同時に簡略な石棺内遺物出土状況図と石室及び石棺の実測図が作成された。その後、大正12年に浜田耕作・梅原末治の両氏をはじめとする京都帝国大学考古学教室により調査され、詳細な報告と研究・考察が『近江国高島郡水尾村の古墳』（京都帝国大学文学部考古学研究报告第八冊、大正12年。以下「京大報告」と略称する）として発表された。

これによれば、古墳からは、金銅冠・沓・魚佩・金製耳飾・鏡・玉類・環頭大刀・鹿角装大刀・刀子・鉄斧（以上棺内）、馬具・須恵器（以上棺外）など、豊富でしかもきわめて優秀な副葬品が出土し、朝鮮系文化の影響が特に注目できるとされている。また、石棺は刳抜式の家形石棺で、石材は間壁忠彦氏らの調査により「二上山白色凝灰岩」であり畿内より搬入されたことが明らかにされている（「石材からみた畿内と近江の家形石棺」、『倉敷考古館研究集報』第12号、昭和51年）。当古墳の築造年代は6世紀前半に比定され、後期の代表的前方後円墳として著名である。

ところが、近年道路整備等に伴い、旧地形の一部が改変を受けるなどの事情が生じ、現段階における畦畔などを含めた詳細な地形を記録する必要が認識されるに至ったのである。京大報告にも詳細な地形図がないこともあって、とりあえず古墳とその周辺の現状の実測調査を実施した。今回の調査にあたっては、高島町教育委員会の協力を得て、関西学院大学考古学研究会が昭和53年11月におこなった。

さて鴨稻荷山古墳は、琵琶湖西岸における唯一の平野部南辺に存在する。この平野は安曇川や鴨川などの堆積作用によって形成されたもので、舌状に湖に突き出る。このため典型的な扇状地性の平野となっており、東流するいくつかの河川はいずれも天井川となる。古墳はこのうちの鴨川の南岸約100m、標高約92mの地



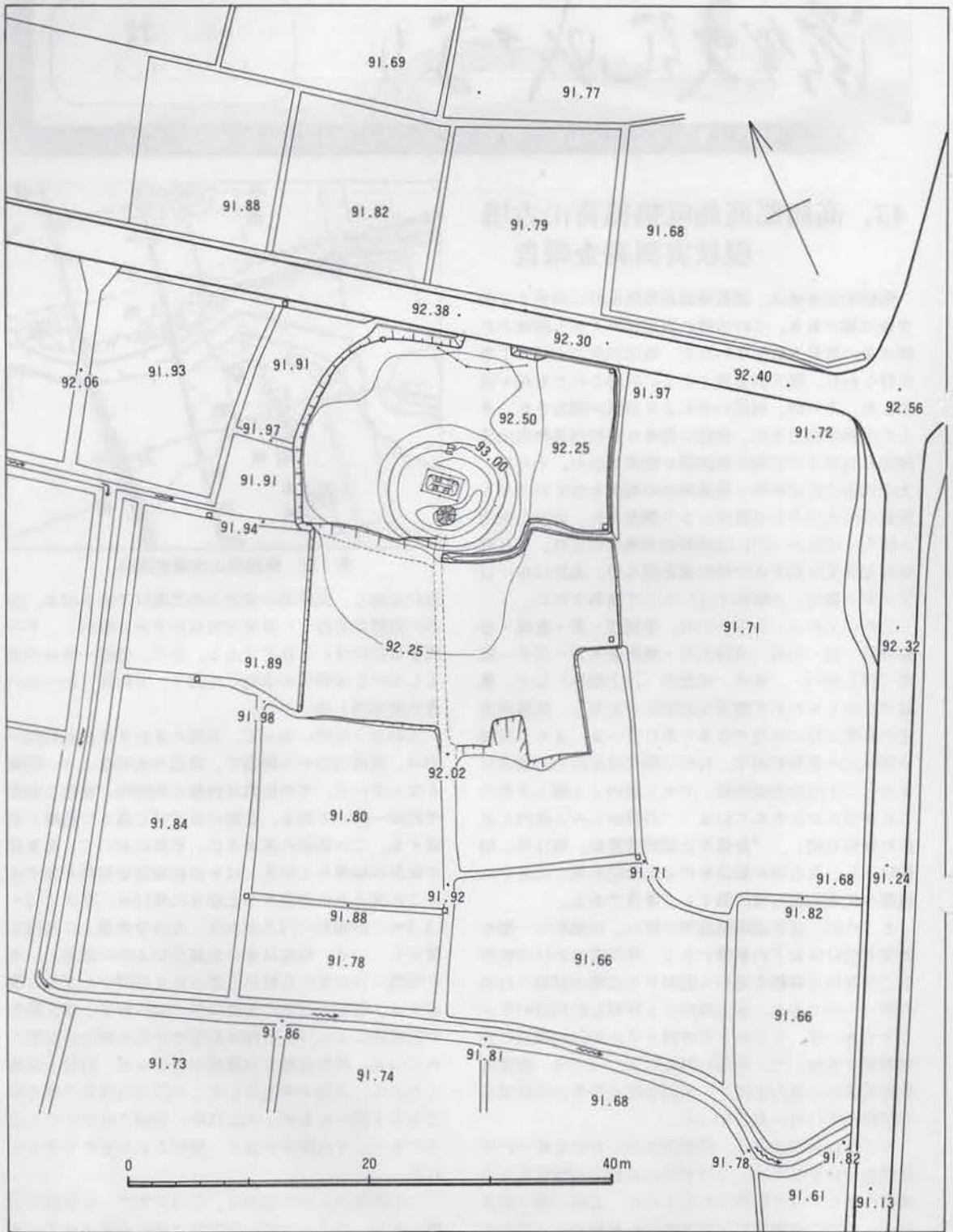
第1図 鴨稻荷山古墳位置図

点に立地し、琵琶湖の水面との比高は7mを測る。周辺の地勢は北西から南東方向にわずかに傾斜し、その傾きは1000分の5ほどである。また、付近一帯は水田としての土地利用が卓越しており、方向N-16°-Eの条里制地割も遺存する。

このような中において、古墳のまわりは南北約32~33m、東西約25mの範囲で、周辺の水田面より一段高くなっている。その比高は西側で約60cm、東側と南側で約40~50cmを測る。北側はほぼ同じ高さで道路と接続する。この島状の高まりは、平面において、北東部で弧状の輪郭をえがき、ほかは直線的な形状を呈する。

この高まりの中央やや北寄りに径12m、高さ1.2~1.3mの饅頭形の円丘があり、その中央頂上に石棺が置かれている。石棺は身の大部分が土中に埋没し、その周囲には石室の石材かと思われる石列がわずかに露出する。石棺の長辺の方位はN-54°-Wで、京大報告の実測図によれば、石棺は石室の中央主軸上に安置されている。現在石棺には覆屋が設けられ、石棺を保護している。石棺を中心としたこの円丘は墳丘の残存部であると思われるが、大正11年に整備されたということであり、その際手を加え、整形されたものと考えられる。

この円丘のほかの部分は、ほぼ平坦で、北半部は公園となり、わずかに低い南半部は畑に利用されている。高まりの周囲は一面の水田で、北側は東西にアスファルト道路が走り、東側の南北に走行する道路と交差



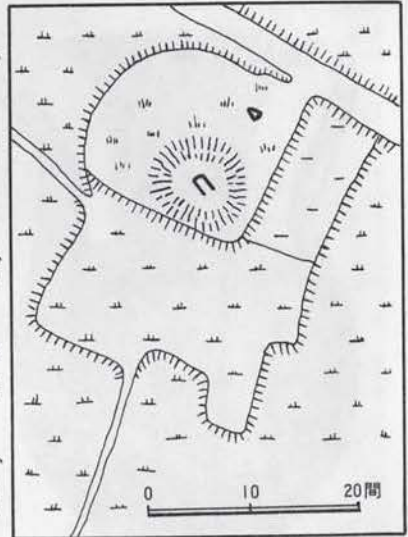
第2図 鴨稻荷山古墳地形実測図

する。西側と南側には水路がそれぞれ、南北・東西に流れ、古墳はこの水路と道路によって大きく区画された一辺約60～65mの方格地割のなかにある。この方形の区画のなかに畦畔で仕切られた小さな区画が存在するが、このうちで特に注目されるのは、高まりの北西部と南東部のものである。北西部では孤状を呈する高まりの輪郭と6～7mの間隔をおき平行した畦畔がみられ、南東部では東西方向の畦畔が若干ずれている。これらは条里制地割に沿っていると思われる先の大きな区画の方向とは明らかに異なっている。鴨川の流れから至近の距離にあり、ある程度河川の流路変動による畦畔の乱れも考慮されるが、古墳との関係を見るとき、任意というよりはむしろ一定の関連のもとで考えられよう。

以上が、現段階における古墳と周囲のおおよその状況である。これを京大報告の簡略な地形図（第3図）と比較すると、島状の高まりの形状は、ほぼ一致する。すなわち、大正12年梅原氏らが調査した時点には、すでに現在の状況とほとんど変わらない状態になっていたものであり、墳丘の原形はほとんど消失していたのである。ただ、両側の孤状の輪郭が直線的になって、京大報告のように明瞭に孤を描き、その南方においてはくびれて、幅を狭めたかたちと異なる点、北側を走る道路が整備拡幅されたことにより、北端部が若干削られている点、周囲の畦畔の区画が細かい点、などが両者の相違点として指摘できる。

ところで、京大報告は大幅に原形を失っている状況にもかかわらず、石室を中心にして周囲の水田面より一段高くなる地形が前方後円形に近いこと、さらには北側道路の敷設以前の地籍図にこの高まりをとりまく区画が認められる事実から、当古墳は南面する前方後円墳で、全長約25間（45m）、後円部径約12間（約22m）、後円部の高さ約14～15尺（4.2～4.5m）、前方部の高さ約10～12尺（3～3.6m）の規模を有し、後円部に南東に開口した横穴式石室（長さは約9m、幅1.9m）を備え、周囲には周溝が圍繞していたと推定している。地籍図にみられる区画は、現在の畦畔にもある程度反映されており、この形状・規模はほぼ現状からも首肯されるであろう。いま現地形上にこの規模を想定すると、北端は北側の道路をわずかに越え、南端は高まりの南約10～12mに存在する東西の畦畔付近にあたる。また西側は孤状部に平行する畦畔、東側は高まりの東端とそれに続く南北の畦畔にほぼ重なる。この範囲は周溝の端であり、墳丘はおおむね高まりの部分である。しかし、このうち原形を残すのは北西部の孤状部だけである。石室の奥壁（石棺西端より西方約1m）に後円部の中心を想定し、半径11mの円をえがくと、孤状部に合致し、東側は円丘の裾にあたる。

このように、墳丘の規模も、高まりがある程度原形を残すものの、改変を受けている。墳丘、周溝については、全く発掘が行なわれていないので、明確な形状・規模についてはなお不明であり、今後の調査究明をまたねばならない。



第3図 鴨稻荷山古墳地形図
（『京大報告』による）

以上、今回の調査所見を述べてきたが、その大略は京大の調査により確認されていたことである。前述したように、鴨稻荷山古墳は、秀れた副葬品をもつ6世紀前葉の後期前方後円墳として、提起する問題はきわめて重大であると考えられる。そうした意味において、早くからこの古墳に注目し、限られた条件下で、大陸・半島を含めた広い地域の中で、あるいは幅広い古墳時代の脈絡のなかで、あらゆる角度から検討を加え、当古墳の占める位置を正当に評価した浜田耕作氏と梅原末治氏の業績は不動のものと言わねばなるまい。戦後、急速に進展した後期古墳の研究と急増した調査資料を基礎にして、このような貴重な研究資料をいかに消化するかが、今後のわれわれに与えられた課題であることを、今回の測量調査を通して強く認識させられた。

（関西学院大学考古学研究会 文責 坂井秀弥）

44. 近江神宮蔵重要文化財 白磁水注の出土地について

近江神宮所蔵の重要美術品に認定されていた白磁水注が、このたび重要文化財に指定された。この指定に当たり、たまたま滋賀県教育委員会文化財保護課に行った筆者を見て、宮本技師からその出土位置についてとかくの説があるがとの質問があった。即ち『滋賀県史蹟調査報告』第2冊129ページの

この外輿地志略には十餘の寺院の旧地多しといて居るが、……その址を知ることは出来ない。但し観音堂址の下に当る辺より先年発掘せる水瓶（図版第29）は今小学校に蔵して居るが、紛ふかた（な脱か）き高麗窯にして精巧なるものである。



近江神宮藏 白磁水注

(図版第29
右にこの
水注の写
真がある。
また、高
麗窯とさ
れたこと
について
は今論及
しない。) を示されて、
ここにはこ
のように報
ぜられているが、近年
南滋賀出土
の説が多く
みられる。
いずれが正
しいのかと

のことであった。筆者が嘗て故塚本権右衛門氏の生前に氏より聞いたところでも滋賀里の山手の方であったので、滋賀県史蹟調査報告第2冊の説を正しいとすべきであろう旨を返事しておいた。

ところが今回の指定に当って官報告示においても出土地が滋賀里町勸学堂付近とされている由である。これは明らかに矛盾のある地名で、勸学堂は南滋賀の中の一小字であり(現在の南志賀一丁目に含まれている)、滋賀里町は南滋賀町の北に続く土地である。輿地志略志賀荘の項に

錦織郷内也。南北志賀あり。南志賀を正光寺村新在家村といひ、北志賀を見世村赤塚村といふ。

とある北志賀が滋賀里町なのである。また最近入手した東京国立博物館編の『日本出土の中国陶器』なる図録にこの水注が収載されているが、これには「大津市南滋賀町字勸学堂出土」なる説明がされている。(単色写真説明では「大津市南滋賀町出土」となっており、本文も巻末の一覧表や目録も当然ながら同様である。)このような説の行なわれる原因は、この水注の重要美術品認定の際の出土地が「大津市滋賀里町勸学堂付近出土」となっていることであろう。この際に既に前述の如き矛盾を犯しているのである。

もしこの水注が南滋賀の勸学堂から出土しているならば、南滋賀廃寺がこの頃このような舶載の優品を持ち得るような寺であったこととなる。確かに南滋賀出土の瓦の中には平安中期以後に属するものもある。しかしその量は少なく、この頃には寺の規模も小さくなっていったのではないかと推測される。さらにこの寺

については梵釈寺云々の議論もあった遺跡である。勿論この水注一個が論を左右するものとは言わないが、やはり出土地については正確を期さなければならない遺物であり場所であろう。

なお、これに関連して『近江古美術大観』考古篇の大津京趾の図録の中の同水注の説明について一言しておきたい。同説明によれば水注の出土地が次のようになっている。

昭和の初め頃大津宮趾に程近い大津市南滋賀町の通称勸学堂(茶山)と呼ばれる畑地から発見された。

この中で茶山と南滋賀の勸学堂を同所のようにしているが、茶山と勸学堂は別の場所である。茶山が出土地付近であることは確かで、前述の故塚本氏の話しの時にもこの名が出ていたように記憶している。ただしこの茶山が出土地かどうかは確信できない。このことは何かの折りに古美術大観の説明された景山春樹氏にも話していたと思っている。景山氏が旧来の認定資料から勸学堂とされながら括弧して茶山を加えられたのは多分このような理由からであったのではなかろうか。この美術大観では最終段階で考古篇を加えることとなり、筆者も一部参加を求められているので、全然責任が無いとも言えないので特に一言する次第である。

なお余談であるが、近年制定された新住居標示に関しても一言しておきたい。と言うのは、この勸学堂なる小字は現在の史蹟南滋賀町廃寺を含む一小字であるが、勸学堂の勸学なる名称が新住居標示に使用され、しかもこれが勸学堂とは関係のない県道より東の地名として勸学一丁目、同二丁目なるものが定められたのである。従って今後勸学なる地名については充分注意されて、これまでに大津京に関連して度々出てきた勸学堂の位置を正しく理解されることを希望したのである。

(追記) 上述の白磁水注出土の誤りについては、当事者でない筆者が妄りに憶測を加えることは慎むべきではあろうが、強いて考えれば次のような結果ではなかろうか。この水注の出土地は「滋賀県史蹟調査報告」第2冊によれば、上記の如く滋賀里の観音堂趾付近である。これが重要美術品認定の際何らかの理由で観音堂が音のよく似た勸学堂と誤られた。勸学堂は大津京関係の論文で度々引用され有名な地名である。それに対し観音堂はあまり知られていない遺跡名である。これが滋賀里勸学堂付近となった理由ではないだろうか。ところが勸学堂は滋賀里ではなく南滋賀である。そこで滋賀里勸学堂の矛盾に気づいた人々が、滋賀里を生かして勸学堂を訂正すべきを、逆に勸学堂を生かして滋賀里を南滋賀とした。こうして一般に白磁水注の出土地が南滋賀の勸学堂となったのではなかろうか。

(西田 弘)